

令和4年第8回美唄市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年8月30日(火) 午前9時30分～午前9時42分
- 2 開催場所 美唄市役所市長会議室
- 3 出席委員 18名

会長	19番	今田邦彦			
会長職務代理	18番	畑雄二			
委員	1番	澁谷英昭	2番	白木義一	
	3番	森良明	4番	太田秀樹	
	5番	貞廣樹良	6番	鈴木孝典	
	7番	高橋修	8番	吉田彰	
	9番	長谷川彰徳	10番	赤澤良一	
	11番	柏葉政良	12番	岩間秀一	
	13番	中澤裕幸	14番	齊藤良平	
	15番	峯崎光行	16番	田中政幸	

欠席委員(1名) 17番 伊藤貢三

- 4 説明員 高橋事務局長・山下事務局次長・長谷川農業振興係長
- 5 議事日程
 - 第1 会議録署名委員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般報告
 - 第4 報告第3号 現況証明書交付報告の件
 - 第5 議案第27号 現況証明願の件
 - 第6 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可の件
 - 第7 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件
 - 第8 議案第30号 農用地の買入協議要請の件

令和4年第8回農業委員会総会

- 議長 ただいまより、令和4年第8回美唄市農業委員会総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。
- 議長 この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。議席番号17番伊藤貢三委員は都合により欠席いたします。
- 議長 つぎに、日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、議席番号1番澁谷英昭委員2番白木義一委員を指名いたします。
- 議長 つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
- 委員 (なしの声)
- 議長 ご異議なしと認めます。
- 議長 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。
- 議長 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。
- 議長 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。ご質問ございませんか。
- 委員 (なしの声)
- 議長 ないようでございますので、これをもって報告を終わります。
- 議長 つぎに、日程の第4、報告第3号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
- 長谷川係長 ただいま議題となりました報告第3号現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第3・5の(2)により、会長専決として証明したので報告するものです。
- (議案朗読省略)
- 確認事項といたしましては、1番につきましては、昭和48年9月28日に5条許可を受けています。2番につきましては、昭和61年11月11日で5条の許可を受けていますので令和4年8月18日付けで証明書を交付し報告します。なお、調査場所につきましては、報告第3号資料のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長	ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。これに、ご質問ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。
議 長	つぎに、日程の第 5、議案第 27 号、現況証明願の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。
長谷川係長	ただいま議題となりました議案第 27 号現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。調査員につきましては、太田委員を主任とする、鈴木委員、長谷川委員の 3 名により 8 月 12 日に現地調査を行いました。
	申請理由は、全て地目変更登記のためです。
	(議案朗読省略)
	なお、調査場所につきましては議案第 27 号資料のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、太田委員から説明願います。
太田委員	8 月 12 日に私と鈴木委員・長谷川委員の 3 名で現地調査を行いました。
	1 番については、農機具の保管場所として使用しており長年にわたり耕作されていない状況、2 番・3 番については、耕作されていないため荒地となっている状況、4 番については、住宅が建っており長年に渡り耕作されていない状況でいずれも農地・採草放牧地以外と判断しました。
	以上で調査経過の報告を終わります。
議 長	ただいま、説明のあった現況証明願の件について、質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。
	よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。
議 長	つぎに、日程の第 6、議案第 28 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件を議題といたします。
	事務局から説明を求めます。
山下次長	ただいま議題となりました議案第 28 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことに

について、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第28号資料のとおりとなっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明があった農地法第3条第1項の規定による許可の件について、質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委 員
議 長

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。

議 長

つぎに、日程の第7、議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。事務局から説明を求めます。

長谷川係長

ただいま議題となりました議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。利用権の設定の種類は1番～5番は所有権移転、6番は賃借権設定です。

(議案朗読省略)

なお、個人が利用権の設定等を受けるものであり、15ページ別添1調査書のとおり農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第29号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては8月30日を予定しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明があった農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件について質疑を行います。

委員	これに、ご異議ございませんか。
議長	(なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。
議長	よって原案のとおり決定をいたします。
議長	つぎに、日程の第 8、議案第 30 号、農用地の買入協議要請の件を議題といたします。事務局から、説明を求めます。
長谷川係長	ただいま議題となりました、議案第 30 号農用地の買入協議要請の件についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申し出のあった、農用地の買入協議要請の可否について審議を求めるものです。
	(議案朗読省略)
	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を図るため、北海道農業公社による買入が特に必要と認めため、市に対し買入協議を行うよう要請するものです。なお、場所につきましては、議案第 30 号資料のとおりとなっております。以上で事務局からの説明を終わります。
議長	ただいま事務局から説明のあった、農用地の買入協議要請の件について質疑を行います。これに、ご異議ございませんか。
委員	(なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。
議長	よって、原案のとおり要請することで決定をいたします。
議長	以上をもちまして、第 8 回農業委員会総会は閉会いたします。